

平成30年度 埼玉県青少年健全育成条例に基づく立入調査について

1 趣旨

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図るため、青少年に関係の深い業種については条例で規制事項を定めている。

当該規制事項の遵守徹底のため、職員による店舗への立入調査を実施し、必要に応じ改善を指導しているものである。

2 立入調査方法

青少年課及び地域振興センターの職員により、事前通告せずに立入調査を行う。概ね3～5年で全店舗を調査するように運用しているが、情勢によって柔軟に対応している。

3 立入調査業種と主な規制事項

(1) インターネットカフェ

- ・有害図書等の区分陳列義務、青少年への閲覧等禁止義務
- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止

(2) 書店・レンタルビデオ等、コンビニエンスストア

- ・有害図書等の区分陳列義務、青少年に対する販売の禁止
- ・青少年に対する深夜の帰宅勧奨努力義務

(3) カラオケボックス

- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止

(4) 携帯電話販売店

- ・契約時におけるフィルタリング等の説明及び書面の交付義務
- ・フィルタリングは、所定の書面提出があった場合のみ解除可
- ・提出された書面の保存義務

4 立入調査結果（平成29年度）

立入調査店舗数 785店舗

うち指導店舗数 32店舗（4.1%）

詳細については別紙「立入調査・実施店舗数（平成29年度）」を参照

＜参考＞立入調査対象店舗数

区分	ネットカフェ	書店等	カラオケボックス	コンビニ	携帯電話販売店
店舗数	82	910	231	2,206	565

5 フィルタリング利用状況

(1) 県内のフィルタリング利用状況 ※埼玉県教育局調べ

【平成28年度】

	全体	小学生	中学生	高校生
埼玉県	70.3%	77.1%	68.4%	56.0%
埼玉県 (スマホのみ)	66.6%	72.4%	66.2%	55.6%
全 国 (スマホのみ)	55.4%	37.7%	62.2%	55.0%

【平成29年度】

	全体	小学生	中学生	高校生
埼玉県	72.7%	79.6%	67.4%	55.9%
埼玉県 (スマホのみ)	67.3%	73.1%	66.9%	55.9%
全 国 (スマホのみ)	55.9%	37.4%	60.8%	56.9%

(2) 県内の会員制交流サイト（SNS）を通じた被害状況 ※埼玉県警察調べ

- ・平成29年中の会員制交流サイト（SNS）を通じて性犯罪などの被害に遭った18歳未満の子どもは101人。
- ・101人中、フィルタリング利用の有無が分かった84人のうち、79人がフィルタリング未利用（約9割）。

立入調査・実施店舗数(平成29年度)

	インターネット カフェ		書店等		カラオケ ボックス		コンビニ		個室ビデオ		携帯販売店		センター計	
	店舗数	指導	店舗数	指導	店舗数	指導	店舗数	指導	店舗数	指導	店舗数	指導	店舗数	指導
青少年課	7	1	18	3	12	2	38	4			69		144	10
南部	3		14	2	6		30	3			27		80	5
南西部	4	1	9		6		19	4			28		66	5
東部	4		30	2	12	1	32				41		119	3
県央	3		6		1		14	1			18		42	1
川越比企	2		9		5		19	1			24		59	1
東松山	1		3		2		9				8		23	
西部	3		12		8		27				31		81	
利根	1		20		4		35	1			27		87	1
北部	2		6	3	3		14	2			16		41	5
本庄	1		2		2		8				6		19	
秩父	1		4		2		12	1			5		24	1
合計	32	2 6.3%	133	10 7.5%	63	3 4.8%	257	17 6.6%			300		785	32 4.1%

※指導欄は内数